



平成 21 年 5 月 1 日

各 位

会 社 名 愛光電気株式会社
代表者名 代表取締役社長 近藤 保
(JASDAQ・コード番号9909)
問合せ先 取締役経理部長 渡邊幹夫
(TEL. 0465-37-2111)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は平成 21 年 5 月 1 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 21 年 6 月 18 日開催予定の第 50 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号)の施行に伴い、当社定款のうち、株券、実質株主及び実質株主名簿に関する文言を削除し、併せてその他文言の修正及び追加等所要の変更を行うものです。

また、変更に係る経過的な措置を定めるため附則を設けるものです。

上記の他、取扱品目の追加に伴い、事業の目的に関する記載の追加を行うものです。

2. 定款変更の内容

定款変更の内容は別紙の通りです。

3. 定款変更の効力発生日

平成 21 年 6 月 18 日 (予定)

以 上

【別紙】

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>(目的) 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 第 1 号～第 1 1 号 (略) (新設) 12 上記各号に附帯する一切の業務</p>	<p>(目的) 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 第 1 号～第 1 1 号 (現行どおり) 12 <u>携帯電話機販売代理業</u> 13 上記各号に附帯する一切の業務</p>
<p>(株券の発行) 第 8 条 <u>当社は株式に係る株券を発行する。</u> ② <u>前項の規定にかかわらず、当社は単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>第 9 条 (略)</p>	<p>第 8 条 (現行どおり)</p>
<p>(株主名簿管理人) 第 1 0 条 当社は、株主名簿管理人を置く。 ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。 ③ <u>当社の株主名簿 (実質株主名簿を含む。以下同じ。)、株券喪失登録簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</u></p>	<p>(株主名簿管理人) 第 9 条 当社は、株主名簿管理人を置く。 ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。 (削除)</p>
<p>(株式取扱規程) 第 1 1 条 <u>当社が発行する株券の種類ならびに株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p>	<p>(株式取扱規程) 第 1 0 条 株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料、<u>株主の権利行使に際しての手続等</u>については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p>
<p>第 1 2 条～第 4 7 条 (略)</p>	<p>第 1 1 条～第 4 6 条 (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p>附則 第 1 条 <u>当社の株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株券喪失登録簿への記載または記録に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</u> 第 2 条 <u>当社の株券喪失登録簿への記載または記録は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u> 第 3 条 本附則第 1 条乃至本条は、平成 2 2 年 1 月 6 日をもってこれを削除する。</p>